



令和6年11月29日
報道発表資料
川崎市（市民文化局）

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な 差別的言動に該当する旨等の公表について

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

【問合せ先】 川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 松本
電話 (044) 200-2369

インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨等の公表

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

（1）インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- ・「日本から出ていくべき」（事案番号1）
- ・「ゴミクズ×××××××（特定の民族の蔑称）w」及び「殺しまくってやるわ」（事案番号3）
- ・「祖国に帰れることを 心よりお祈りしております」（事案番号4）
- ・「こんな国に住まないほうが良いよ」（事案番号5）
- ・「在日は日本から出ていけ」及び「出て行かなければ、首を切りおとせ」（事案番号6）
- ・「不法に滞在している犯罪者達は出て行け（・▽・）」（事案番号7）
- ・「行動が殺害一択になるじゃん」（事案番号8）
- ・「●●人（特定の民族名）が日本にいる事自体おかしいだろ」（事案番号9）

（2）インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした又は転載をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

- ・「外来害獣と共存は無理」（事案番号10）
- ・「いい加減帰ればいいのに」（事案番号11）
- ・「本当に●●人（特定の民族名）なんて皆居なくなって欲しいよ」（事案番号12）
- ・「祖国に帰るべきだろ」（事案番号13）
- ・「出て行けと言う指摘は至って当然」及び「気化しろ（消えろ）は正しい」

(事案番号14)

- ・「早よ帰れ！」(事案番号15)
 - ・「害虫は殺すべし」及び「息の根を止めろ、この糞虫しぶといから」(事案番号16)
 - ・「なぜ、今だに日本に住み着いているんだよ」及び「速やかに母国へ帰還しろ」(事案番号17)
 - ・「「祖国に帰れ」と言われるのも当たり前」(事案番号18)
 - ・「帰国して頂け」(事案番号19)
- (3) インターネット上の短文投稿サイト「X」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿を転載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。
- ・「在日●●人(特定の民族名)と在日△△人(特定の民族名)を強制的に送還しろ」(事案番号20)

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1(1)から(3)までに記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

- (1) 上記1(1)の表現を含む投稿について、「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。
- (2) 上記1(2)の表現を含む投稿について、「ライブドアブログ」を運営する株式会社ライブドアに削除を要請した。
- (3) 上記1(3)の表現を含む投稿について、「X」を運営するX Corp. に削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和6年11月28日

5 その他

- (1) 上記1(1)から(3)までの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。
- (2) 公表したもの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。